

災害廃棄物仮置場を設置します

地震により町内で発生し使えなくなった家財等の災害ごみを持ち込みすることができます。分別が必要です。一般ごみ、生ごみ、資源物は通常のごみ収集に出してください。

■仮置場で受け入れるごみ ※業者解体によるものは不可

- ①可燃粗大ごみ（木製・プラスチック製の家具、布団類、畳など）
- ②家電リサイクル対象4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）
- ③ガラス・陶磁器くず
- ④木くず（角材・柱材・板材）
- ⑤コンクリート
- ⑥瓦
- ⑦壁材（スレート板、石膏ボード等）
- ⑧金属類（金物、小型家電（乾電池、充電機、蛍光灯、灯油は抜く））
- ⑨土砂（できるだけ再利用をお願いします）

■場所：蓮湖渚公園内駐車場及び調整池（内灘町字大根布5丁目289番地4）

■開場日：4月は月・火・木・金・土・日（水曜日休場）

5月以降は土・日（ただし、5月3日（金）は開場、5月4日（土）は休場）

注意事項

- 受付で搬入届出書兼宣誓書をご記入いただきます。搬入者の本人確認と災害ごみの発生場所を確認しています。必ず本人確認書類をお持ちください。
- 災害により発生したものではないごみ（便乗ごみ）の受入はできません。
- 持ち込んだごみは、係員にしがたい、ご自身で、決められた場所に分別して降ろしてください（ダンプアップ不可）。場内は一方通行ですので、裏面の仮置場配置図を参考に、下ろす順番を考慮して積載してください。
- 荒天時や搬入ごみ量が多い場合は、受入を中止する場合があります。

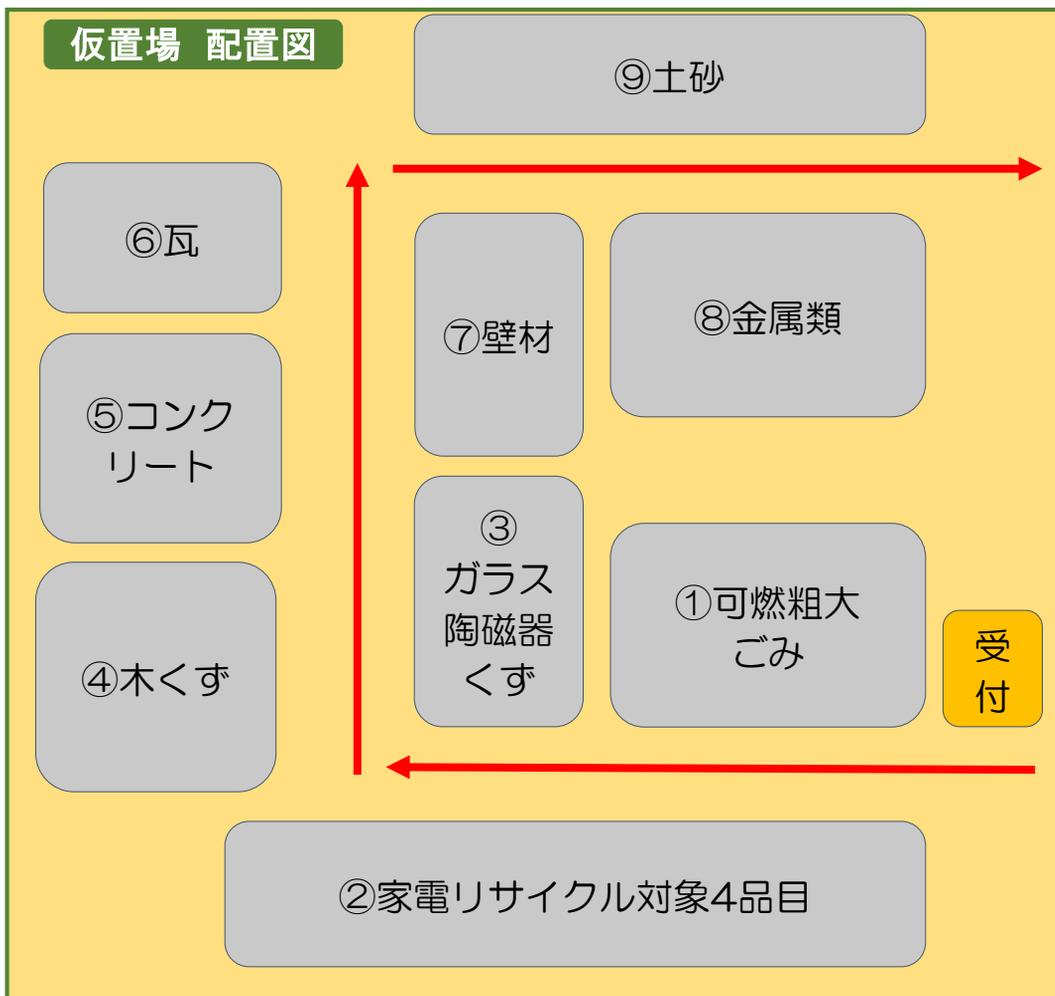
【持込できないごみ】

- 一般ごみ、生ごみ、資源物（通常のごみ収集に出してください）
- 災害ごみではないごみ
- 産業廃棄物（業者による解体ごみを含む）
- プロパンガスボンベ、オートバイ、農耕具、農薬、劇薬、塗料、燃料油、消火器、タイヤ、チューブ、木かぶ、医療系廃棄物、自動車部品など
- その他、施設の管理上受入できないものがあります

蓮湖渚公園 順路



仮置場 配置図



ご自身で災害ごみの搬入が困難な場合などは、
内灘町ボランティアセンター（080-6879-9765または
080-6879-9766）にご相談ください。

詳しくは↓

